

平成28年4月

## 第68期導入修習の評価について（刑事裁判）

刑事裁判教官室

## 1 導入修習の内容とその目的

事実認定の基本的手法や公判前における争点整理の進め方等に触れ、これらに関する実務修習での視点を提供するとともに、その前提となる手続・実体法の知識の重要性を再認識させることにより、司法修習生（以下「修習生」という。）の自学自修を促し、分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図している。

## (1) 刑裁講義（手続関係の事前課題解説等）

[概要] 刑事訴訟手続（とりわけ公判前整理手続と公判の目的や在り方）の解説。手続関係の事前課題についてのグループ討論を行わせ、これを踏まえた解説を行った。

[目的] 刑事手続の現状、公判前整理手続の意義や機能等についてイメージを持たせ、(3)の「刑事共通演習基礎」とともに、実務修習において手続の目的や在り方を考える上での視点を提供する。

## (2) 刑裁即日起案・事前課題（事実認定関係）の解説

[概要] 修習記録を用いた事実認定の起案をさせ、その解説を行った。また、事前課題のうち事実認定に関する部分についてグループ討論を行わせ、これを踏まえた解説を行うとともに、量刑に関する基本的な考え方についてもグループ討論を行わせ、解説を行うなどした。

[目的] 事実認定における基本的な考え方を確認するほか、量刑判断の基礎となる考え方や判断プロセスについても大枠の視点を提供する。

## (3) 刑事共通演習基礎（公判前整理手続）

[概要] 検察教官・刑弁教官との共同による。争点整理に関する修習記録を用いて、段階的に、①証明予定事実及び請求証拠、②最重要証人の供述調書に関する類型証拠の開示請求、③予定主張として挙げるべき事実について、グループ討論、全体討論をさせた上で、講評を行った。

[目的] 充実した公判の実現には、的確かつ迅速な争点整理が不可欠であると意識させ、三者としてそれぞれ手続にどのように関与すべきかを実践的に修得させる。刑裁教官からは、特に公判前整理手続においていかに的確に争点を把握して整理していくべきかについて解説した。

## (4) 刑事基本問題研究（刑事弁護の1(2)と同じ）

## (5) 裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス（民事裁判の1(2)と同じ）

## 2 分野別実務修習からみた導入修習の評価

## (1) 導入修習時の68期修習生の状況に関する教官の所感

修習生は、導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せ、また、クラスの他の修習生との連携を深めることができた。これらにより、分野別実務修習における学修に向けた素地が整った。

## (2) 修習生アンケートの結果

集合修習開始時における修習生に対するアンケート（第2次アンケート）の結果によれば、

刑裁カリキュラムについて約6割の者が分野別実務修習にとって「役に立った」としており、「少しは役に立った」と合わせて約9割の者が肯定的に評価した。また、事実認定の知識等や刑事訴訟手続の知識については7割から8割、刑事実体法の知識については5割以上の修習生が導入修習を通じて自己の知識・能力の不足を自覚し、そのうち6割から7割の者が自学自修に取り組んだ。

### (3) 実務庁の指導官の所感等

[肯定的な所感]開始当初から積極的に取り組んでいる者が多く、事実認定の着眼点、量刑の基本的な考え方等を一通り学んでいることで、問題意識を持って傍聴がされるようになった。起案についても、基本的な判断枠組みを意識した起案が多くなった。

[問題点の指摘]一部には、事実認定に関する基本的な理解が依然不十分な者やマニュアル思考が強い者も見受けられた。

### (4) 評価

教官の所感、修習生アンケートの結果、実務庁の指導官の所感等を踏まえれば、刑裁の導入修習カリキュラムは、その目的に照らし一定の成果を上げたと思われ得る。なお、分野別実務修習期間が短縮したことについては、少なくとも大きな弊害は生じていない。

## 3 集合修習以降からみた導入修習の評価

実務修習における指導等によるところも大きく、影響は一定限度にとどまると思われるが、集合修習以降の状況からも以下のような評価が可能である。

### (1) 事実認定について

[教官の所感]多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した。認定すべき間接事実の存否とそれらの意味合いの分析を区別して論じるようになった。

[評価]1(2)の起案講評や事前課題の解説等において事実認定に関する基本的手法等を提示したことにより、基本的な能力を修得する上で一定の効果が得られたと思われる。

### (2) 争点整理等について

[教官の所感]事案のポイントを見だし、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなっている。

[評価]1(3)の刑事共通演習基礎及び1(1)の刑裁講義の目的については、かなりの程度成果を上げたと考えられる。

### (3) 刑事訴訟手続の知識について

[評価]1(3)の刑事共通演習基礎を実施したことで、修習生に訴訟手続の知識の不足を自覚させ、自学自修を促すことに一定の成果があったと考えられる。

### (4) 刑事実体法の知識について

[評価]事実認定や争点整理の前提となる刑事実体法の知識についても、知識等の不足を自覚させ自学自修を促す上で、一定の成果がみられる。ただし、知識等の不足を感じた者の割合は相対的に低い。

## 4 68期導入修習の総括と今後の導入修習について

### (1) 総括

68期の導入修習は、その目的に照らし一定の成果を上げていると評価できるところであり、今後とも検証を重ね、事前学修の充実化、カリキュラム内容の改善を図っていくことが相当と考えられる。

### (2) 事実認定についての課題と今後

[課題]一部の者ではあるが、争点に対する判断を論ずべき刑裁起案で、争点以外も網羅的に検討したのが見られる。事実認定の基本的手法の指導方法等については、一層の改善の余地がある。

[69期における見直しと今後]ステップを踏んだ学修ができるように工夫した。すなわち、①事前課題による自修、②「刑裁講義」における基本的な手法の解説、③即日起案における①とは別の具体的な事案での実践、④「即日起案の解説」で事案に即した判断の解説（事実認定が事案ごとの個別的な作用であることの意識付け）を行った。

今後、「事実認定ガイド」について更なる改訂を検討中である。また、手続の段階や三者の立場に応じた事実認定手法の違いという点から考えれば、刑事系3科目の連携を一層高めるべきと思われる。

### (3) 争点整理等手続面についての課題と今後

[課題]修習生の争点整理に対する理解が、なお形式的、表層的なものに留まっていないかという視点も持ちながら、更なる改善を検討する必要がある。1(1)のカリキュラムについては、教官ないし修習生の中には、やや消化不良を来したとの印象もあったようである。

[69期における見直しと今後]事前に争点整理に重点を置いた新教材を読んでくるように指示し、講義の中でそのDVDの一部を上映したほか、刑事系三教官室の連携によって、刑裁のみならず、検察や刑弁の単独のカリキュラムにおいても証明予定事実記載書面等について説明することで、三者が立体的に講義するという形をとった。今後ともカリキュラムの工夫を検討すべきである。

### (4) 刑事訴訟法・実体法の知識についての課題と今後

[課題]知識不足を感じたにも関わらず自学自修に取り組まなかったという者が約25パーセントいる。教官からも、集合修習における刑事共通演習において、伝聞証拠の取扱いに関してなお的外れなやりとりがみられたとか、起案において実体法的概念についての基本的な理解が不十分であるとみざるを得ない起案が一部見られたとの感想が述べられている。

[69期における見直しと今後]講義や演習において、訴訟法・実体法に関する根本的な理解が重要であることを強調した。

今後、訴訟手続について、「プラクティス刑事裁判」の事案に基づいて、より基本的な刑事訴訟手続の内容を解説した自学自修用の教材を作成することを検討している。また、とりわけ実体法は法科大学院で修得されるべきものであることからすれば、法科大学院における教育との連携を一層意識していくことも必要である。

以上